

第36回日本眼科学会専門医認定試験および 第3回日本専門医機構眼科専門医認定試験実施要項

第36回日本眼科学会専門医認定試験および第3回日本専門医機構眼科専門医認定試験を下記の通り行いますので、受験希望者は以下の要項、記入見本、注意事項を参考に、必要書類を揃えて出願してください。

- 1. 試験日：**令和6年6月7日(金)、8日(土)2日間
両日程とも午前9時集合予定(詳細は受験票をご参照ください)
- 2. 試験場：**TKP 新橋カンファレンスセンター
東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング
TEL 03-5510-1351
- 3. 試験方法：**第1日目 筆記試験
(多肢選択方式 一般問題 100 問、臨床実地問題 50 問)
第2日目 口頭試問
(一人約 15 分間)
- 4. 試験内容：**『日本眼科学会専門医認定試験出題基準』に準拠
- 5. 受験資格：**(1) 平成 15 年以前医師国家試験合格者：
認定研修施設(一般研修施設)において5年以上専門医制度規則施行細則第7条で定められた眼科臨床研修を行い、また、4年以上日本眼科学会会員であり、かつ受験時に日本眼科医会会員であること。
(2) 平成 16 年医師国家試験合格、かつ平成 29 年以前眼科臨床研修開始者：
厚生労働省の定める2年の医師臨床研修修了後、一般研修施設において4年以上専門医制度規則施行細則第7条で定める研修内容による眼科臨床研修を行い、また、4年以上日本眼科学会会員であり、かつ受験時に日本眼科医会会員であること。
(3) 平成 17 年～平成 27 年医師国家試験合格、かつ平成 29 年以前眼科臨床研修開始者：
厚生労働省の定める2年の医師臨床研修修了後、眼科研修プログラム施行施設(基幹研修施設)において当初2年の間に行う1年以上の眼科臨床研修を含め、4年以上専門医制度規則施行細則第7条で定める研修内容により一般研修施設において眼科臨床研修を行い、また、4年以上日本眼科学会会員であり、かつ受験時に日本眼科医会会員であること。

(4) 平成16年以降医師国家試験合格、かつ平成30年以降眼科専門研修開始者（日本専門医機構専攻医登録者）：

厚生労働省の定める2年の医師臨床研修修了後、専門研修基幹施設（日本専門医機構の専攻医登録が必要）において当初2年の間に行う1年以上の眼科専門研修を含め、4年以上専門医制度規則施行細則第7条で定める研修内容により専門研修連携施設や関連施設において眼科専門研修を行い、また、4年以上日本眼科学会会員であり、かつ受験時に日本眼科医会会員であること。

専門医制度規則施行細則第7条：

- (1) 一般初期救急医療に関する技能の習得
 - (2) 眼科臨床に必要な基礎的知識の習得
 - (3) 眼科診断、ことに検査に関する技能の習得
 - (4) 眼科治療に関する技能の習得
関与する眼科手術100例以上（外眼手術、内眼手術、およびレーザー手術が、それぞれ執刀者として20例以上を含む。）
 - (5) 症例検討会、眼病理検討会および抄読会等の出席
 - (6) 眼科に関する論文を単独または筆頭著者として1篇以上および学会（集談会等を含む。）報告を演者として2報以上発表
2. 研修カリキュラムの細部は、別表第一に定める。
3. 専攻医の研修カリキュラムの細部は、専門研修プログラム整備基準に定める。

6. 出願期間：令和6年2月1日(木)から3月5日(火)まで
3月5日消印有効、それ以後のものは受け付けません。

7. 出願書類提出先：日本眼科学会専門医制度委員会事務局
〒101-8346 東京都千代田区神田猿樂町2-4-11-402

8. 出願書類：本冊子の受験願書提出時チェック表を参照し、順番に揃えて提出すること。
令和4年以降の専門医認定試験不合格者・欠席者においては、受験願書書類【下記の(2)研修修了証明書(その1・その2)、(3)研修報告書(その1・その2)、(10)病歴抄録】に確認印を押印し返送しております。受験回数に有効期限を設けたことにより、再受験される際には、確認印が押印された(2)、(3)、(10)の書類は書き替えも追記もしない状態のまま(日付の修正もしない)、提出してください。

なお、書き替えや追記して提出された場合は、前回の受験時に遡った内容に修正し再提出していただきます。

- (1) 専門医認定試験受験願書
- (2) 研修修了証明書 [平成16年以前医師国家試験合格者は(その2)のみを提出、平成17年以降医師国家試験合格者は(その1・その2)を提出]
- (3) 研修報告書(その1・その2)
- (4) 日本眼科学会会員および日本眼科医会会員在籍証明申請書
- (5) 大学院在籍期間を研修期間に含める証明書(必要な方のみ)
- (6) 医師免許証のコピー

- (7) 臨床研修修了証または医師臨床研修修了登録証のコピー
(平成 15 年以前医師国家試験合格者を除く)
- (8) 演者として学会報告 2 報以上のプログラムまたは抄録のコピー各 1 部
- (9) 単独または筆頭著者としての論文 1 篇以上の別刷 1 部
(筆頭著者が複数いる場合は、出願者以外の筆頭著者の署名入りの同意書)
- (10) 病歴抄録 (術者 1 例を含み 3 ~ 4 例以上)
- (11) 専門医認定試験受験票
- (12) 封筒 3 種 (受験票送付用、試験結果通知書送付用、専門医登録申請書送付用)
- (13) 受験願書受領証 (はがき)
- (14) 受験料 50,000 円 (税込) (同封の払込用紙を使用のこと)
(消費税内訳 税率 10% 対象 税込 50,000 円 消費税 4,545 円)
振替払込請求書兼受領証またはご利用明細票のコピー

9. 出願書類の提出後から受験までの手続き :

- (1) 期日までに受験願書を日本眼科学会へ郵送してください。
- (2) 受験願書受領後、受領証 (はがき) を出願者へ返送します。
- (3) 日本眼科学会会員マイページにメールアドレス・医籍登録番号を登録されていない場合は 3 月 29 日 (金) までに必ず登録してください。
- (4) 4 月中に資格認定委員会で受験資格審査を行います。委員会で受験資格が認められた受験者には 5 月上旬に受験票を発送いたしますが、受験資格が認められない受験者には個別にご連絡いたします。
- (5) 試験結果通知 : 平成 29 年以前眼科研修開始者は 6 月下旬 (予定) に日本眼科学会から通知します。平成 30 年以降眼科研修開始者 (日本専門医機構専攻医登録者)は試験 (一次審査) 結果を 6 月下旬 (予定) に日本眼科学会から通知後、日本専門医機構で二次審査を行い、結果は日本専門医機構から通知されます。
なお、平成 29 年以前眼科研修開始の合格者および平成 30 年以降眼科研修開始 (日本専門医機構専攻医登録者) の一次審査合格者は日本眼科学会雑誌・日本の眼科に掲載します。
- (6) 3 種類の封筒 (受験票送付用、試験結果通知書送付用、専門医登録申請通知書送付用) は、各々下記の時期に日本眼科学会に登録されている希望送付先へお送りいたします。発送時期が決定しましたらメールでご連絡いたしますので、希望送付先に変更がある場合は、メールでご案内する期日までに日本眼科学会会員マイページで変更手続きを行ってください。
 - ① 受験票送付用 : 5 月上旬 (予定)
 - ② 試験結果通知書送付用 : 6 月下旬 (予定)
 - ③ 専門医登録申請書送付用 : 7 月下旬 ~ 8 月下旬 (予定)

10. 日本専門医機構専攻医登録者について：

一次審査：日本専門医機構の専門医制度整備指針で定められている専門医申請資格審査、申請資格書類審査、専門医認定試験を日本眼科学会が行います。

二次審査：一次審査の結果をもとに日本専門医機構が最終審査を行います。

なお、以下①～③の情報を日本専門医機構に報告いたします。

①専門医登録番号・医籍登録番号・氏名・性別・生年月日・メールアドレス・勤務先と勤務先住所・送付先区分・送付先住所

②受験願書の研修修了証明書（その2）に記載のある眼科専門研修プログラムの各到達目標（専門知識・専門技能・医師としての倫理性および社会性など・学問的姿勢・地域医療などの経験）の到達判定

③筆記試験等の合否・総合判定の合否

二次審査の結果は日本専門医機構から各受験者に通知します（7月～9月）。

※審査手順について、今後変更となる可能性があります。

出願者向けの Web サイト：

下記の場所に Web サイトを作成いたしました。

出願時に必要な情報および今後のご案内等は、このページ内にまとめて掲載いたします。

日本眼科学会 Web サイトの トップページ → 専門医制度 → 眼科専門医を目指す方へ
→ 令和 6 年度専門医認定試験

専門医認定試験の受験の有効期限について：

平成 30 年 3 月以前に旧制度で研修を開始した研修医（日本専門医機構専攻医登録をしていない方）の受験の有効期限：

- (1) 過去に受験されたことがある方（欠席者を含む）は研修修了と見做され、「令和 5 年から 5 年以内に 5 回まで受験可能」となります。
- (2) 過去に受験されたことがない方は、出願後に、毎年 4 月に開催する資格認定委員会で受験資格が認定されることにより研修修了と見做され、初回受験年度（欠席を含む）から受験の有効期限「5 年以内に 5 回まで受験可能」が適用されます。

平成 30 年 4 月以降に研修を開始した日本専門医機構専攻医の受験の有効期限：

- (1) 研修修了日から「5 年以内に 5 回まで受験可能」となります。
- (2) 出願後に、毎年 4 月に開催する資格認定委員会で受験資格が認定されることにより研修修了日が確定します。受験資格が認定されてから、日本専門医機構専攻医マイページで 4 年間の研修実績を入力したうえで研修修了申請を行ってください。なお、資格認定委員会による研修修了の認定以前に専攻医マイページで研修修了申請を進めないようにしてください。

受験願書提出時チェック表

受験願書提出の際は、下記内容を確認のうえ、上から順に揃えて郵送してください。
不備等があった場合は、ご連絡いたします。

- 専門医認定試験受験願書
- 研修修了証明書（その 1）（平成 16 年以前医師国家試験合格者を除く）
- 研修修了証明書（その 2）
- 研修報告書（その 1）
- 研修報告書（その 2）[眼科手術 100 例以上（外眼手術、内眼手術およびレーザー手術がそれぞれ執刀者として 20 例以上を含む）の受験資格を満たしているか必ず確認してください]
- 日本眼科学会会員および日本眼科医会会員在籍証明申請書
- 大学院在籍期間を研修に含める証明書（必要な方のみ）
- 医師免許証のコピー
- 臨床研修修了証または医師臨床研修修了登録証のコピー（平成 15 年以前医師国家試験合格者を除く）
- 演者として学会報告 2 報以上のプログラムまたは抄録のコピー各 1 部（学会名・開催日・演題名が明記されていること）
- 単独または筆頭著者としての論文 1 篇以上の別刷 1 部
（筆頭著者が複数いる場合は、出願者以外の筆頭著者の署名入りの同意書を提出）
- 病歴抄録（術者 1 例を含み 3～4 例以上）
- 専門医認定試験受験票
- 封筒 3 種（受験票送付用、合格通知書送付用、専門医登録申請書送付用）（住所ラベル貼り付け欄以外に所定の額の切手を過不足なく貼り付け）
- 受験願書受領証（はがき）（住所氏名記入、所定の額の切手を過不足なく貼り付け）
- 受験料払込票（振替払込請求書兼受領証またはご利用明細票）のコピー

※本人 署名・捺印チェック

- 専門医認定試験受験願書
- 病歴抄録

問い合わせ先：

専門医認定試験事務局

e-mail：shiken@po.nichigan.or.jp

TEL：03-3295-2360